

ヤングケアラー・若者ケアラーの方が
安心して自分の気持ちを話したり、相談できるような
「場づくり」を、兵庫県は応援します

ヤングケアラー・若者ケアラー
当事者、支援者の

交流会
への補助金

5万円

(1回あたり上限)

ヤングケアラー・若者ケアラー
同士がつながる

オンライン交流会
への補助金

3.5万円

(1回あたり上限)

募集期間

令和4年7月1日(金)～令和5年1月31日(火)

家族に代わり
幼い兄弟などの
世話をしている

依存症等、
問題を抱える家族に
対応している

目の離せない家族の
見守りや
気遣いをしている

ヤングケアラーとは、例えば、こういう子ども・若者たちのことです

障害や病気のある
家族に代わり、
買い物、料理、掃除
などの家事をしている

障害や病気のある
家族の身の回りの
世話をしている

家族のために
通訳をしている

働いて
障害や病気のある
家族の家計を
助けている

詳しくはHPより募集案内をご覧ください。

[問い合わせ先]

兵庫県 福祉部 地域福祉課
TEL:078-362-3181

兵庫県 ヤングケアラー 補助金

